二　法第75条の２第１項の規定に基づき衝突被害軽減制動制御装置について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた衝突被害軽減制動制御装置又はこれに準ずる性能を有する衝突被害軽減制動制御装置

第百五条第１項中第三号を第四号とし、同項第二号中「前号」を「第１号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

二　専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）は、運転者席における運転者のアイポイントを通る水平面のうち当該アイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、運転視野を妨げるもの（Ａピラー、室外アンテナ、ドアバイザ（他の自動車及び歩行者等が確認できる透明であるものに限る。以下第183条第１項第２号において同じ。）、側面ガラス分割バー、後写鏡、窓拭き器、固定型及び可動型のベント並びに保安基準第29条第４項各号に掲げるものを除く。）があってはならない。この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に25°にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とする。

第百五条第二項を次のように改める。

２　次に掲げる運転者席であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた運転者席

二　法第75条の２第１項の規定に基づき運転者席について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた運転者席又はこれに準ずる性能を有する運転者席

第百四十五条の次に次の１条を加える。

（車線逸脱警報装置）

第145条の２　車線逸脱警報装置の車線からの逸脱の検知及び警報に係る性能等に関し、保安基準第43条の６第２項の告示で定める基準は、協定規則第130号の技術的な要件とする。

２　次に掲げる車線逸脱警報装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、協定規則第130号の技術的な要件に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車線逸脱警報装置

二　法第75条の２第１項の規定に基づき車線逸脱警報装置について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車線逸脱警報装置又はこれに準ずる性能を有する車線逸脱警報装置

第百七十一条第八項を次のように改める。

８　専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が3.5ｔを超えるものには、高速道路等において運行しないものを除き、次に掲げる基準に適合する衝突被害軽減制動制御装置を備えなければならない。

一　衝突被害軽減制動制御装置の作動中、確実に機能するものであること。この場合において、衝突被害軽減制動制御装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。

二　衝突被害軽減制動制御装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置により衝突被害軽減制動制御装置が作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。

第百八十三条第１項中第三号を第四号とし、同項第二号中「前号」を「第１号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

二　専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）は、運転者席における運転者のアイポイントを通る水平面のうち当該アイポイントを通る鉛直面より前方の部分には、運転視野を妨げるもの（Ａピラー、室外アンテナ、ドアバイザ、側面ガラス分割バー、後写鏡、窓拭き器、固定型及び可動型のベント並びに保安基準第29条第４項各号に掲げるものを除く。）があってはならない。この場合において、スライド機構等を有する運転者席にあっては、運転者席を最後端の位置に調整した状態とし、リクライニング機構を有する運転者席の背もたれにあっては、背もたれを鉛直線から後方に25°にできるだけ近くなるような角度の位置に調整した状態とする。

第百八十三条第二項を次のように改める。

２　次に掲げる運転者席であって、その機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた運転者席

二　法第75条の２第１項の規定に基づき運転者席について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた運転者席又はこれに準ずる性能を有する運転者席

第二百二十三条の次に次の１条を加える。

（車線逸脱警報装置）

第223条の２　車線逸脱警報装置の車線からの逸脱の検知及び警報に係る性能等に関し、保安基準第43条の６第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　車線逸脱警報装置の作動中、確実に機能するものであること。この場合において、車線逸脱警報装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。

二　車線逸脱警報装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置により車線逸脱警報装置が作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。

別添二十九１・中「乗車定員10人以下」を「乗車定員10人」に改める。

別添百十三を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第千百十号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年十一月十二日　　国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第十八項中「普通自動車」を「自動車」に改め、「及び被牽引自動車」を削り、「適合する排出ガス規制値に定める設定基準値並びに低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）に定める基準」を「適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）に定める基準値」に改め、同項ただし書を次のように改める。